

高福第1151-1号  
令和4年1月21日

各高齢者施設等 管理者 様

埼玉県知事 大野 元裕  
( 公 印 省 略 )

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく定期的な  
検査の受検要請について (通知)

新型コロナウイルス感染防止対策の推進につきましては、日頃格別の御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

現在、県内では、オミクロン株による新型コロナウイルス感染症が急拡大しています。オミクロン株は従来株に比べ、軽度の症状の方が多くものの感染力は極めて強い性質があり、高齢者施設等においてもクラスターが頻発しています。

大規模なクラスターを防ぐためには、感染を早期発見し、早期対応を図ることが重要です。このため、埼玉県では令和4年1月21日から、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、県内の高齢者施設等に対し、県又は保健所設置市が策定した集中的実施計画に基づく検査の受検を要請することといたしました。

すでに定期的な検査を受検している施設は継続していただくとともに、未受検施設においては検査の重要性を鑑み、要請に従って受検していただきますようお願いいたします。

【参考：新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項】

都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、公私の団体又は個人に対し、その区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な協力の要請をすることができる。

担当：福祉部高齢者福祉課 施設・事業者指導担当  
048-830-3247  
福祉部障害者支援課 施設支援担当  
048-830-3556